

## 川西市広告入り案内地図等広告掲載取扱基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、川西市(以下「市」という。)が設置する広告入り市全域図、市役所周辺案内図及び庁舎案内図並びに広告入り市政情報モニター、広告入りガイドブック(以下「案内地図等」という)に掲載する広告の取り扱いについて、川西市有料広告取扱要綱(平成19年1月9日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (広告に関する基本的な考え方)

第2条 案内地図等に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び広告表現の内容等は、これにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

## (広告の禁止表現)

第3条 広告について、次の各号に掲げる事項は禁止表現とする。

- (1) 著しく奇抜な色彩を使用したもの
- (2) 過度の点滅を繰り返すなど、著しく刺激の強いもの
- (3) サブリミナル効果を使用したもの
- (4) その他、市長が不適切と判断したもの

## (広告の掲載位置等)

第4条 案内地図等の広告を掲載する位置及び大きさ等は、市と川西市広告入り案内地図等設置事業者選定委員会で選定された事業者(以下「設置事業者」という。)とで協議の上決定する。

## (広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、設置事業者が行うものとする。

## (広告掲載の審査・決定)

第6条 設置事業者は、案内地図等に広告を掲載しようとするとき、広告ごとに市へ必要書類を添えて審査依頼を行い、掲載の決定を受けたものについてのみ掲載するものとする。

## (補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

## 付 則

この基準は、平成24年3月30日から施行する。

## 付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

## 付 則

この基準が、令和3年11月1日から施行する。